

## 厚生労働大臣が定める基準

(平成十八年三月三十一日)

(厚生労働省告示第二百三十六号)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百六十九号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

### 厚生労働大臣が定める基準

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表の第7の1の注4の厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる状態のうち、五以上の状態に適合する場合とする。

- 一 自力での移動が不可能であること。
- 二 意味のある発語を欠くこと。
- 三 意思疎通を欠くこと。
- 四 視覚による認識を欠くこと。
- 五 原始的なそしゃく、嚙<sup>えん</sup>下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること。
- 六 排せつ失禁状態であること。

改正文 (平成一八年九月二九日厚生労働省告示第五七三号) 抄  
平成十八年十月一日から適用する。